熊本県議会

道州制問題等調查特別委員会会議記録

平成26年9月29日

開会中

場所 第 1 委 員 会 室

第 21 回 熊本県議会 道州制問題等調査特別委員会会議記録

平成26年9月21日 (月曜日)

午前9時59分開議午前11時16分閉会

本日の会議に付した事件

- (1) 地方分権改革に関する件
- (2) 道州制に関する件
- (3) 基礎自治体に関する件
- (4) 閉会中の継続審査事件について

出席委員(15人)

委員長 溝 幸 治 副委員長 髙 洋 介 野 委 員 岩 中 伸 司 員岩 下 委 栄 委 員 大 史 西 _ 員 藤 夫 委 Ш 隆 委 = 郎 員 松 田 委 代 玉 広 員 田 委 員 西 聖 委 員 渕 陽 上 委 員東 充 美 委 磯 毅 員 田 委 員 泉 広 幸 委 員 前 田憲秀 委 員甲 斐 正法

欠席委員(なし) 委員外議員(なし)

説明のため出席した者

総務部

部長岡村 範 明 理事兼市町村·税務局長 楢木野 中 貴 人事課長 青 木 政 俊 首席審議員兼財政課長 福 島 誠 治 市町村行政課長 原 悟

市町村財政課長 竹 内 信 義

税務課長 斉 藤 浩 幸

企画振興部

政策審議監 栁 田 誠 喜

首席審議員兼企画課長 小 原 雅 晶 健康福祉部

健康福祉政策課長 渡 辺 克 淑環境生活部

環境政策課長 正 木 祐 輔 商工観光労働部

総括審議員兼

商工政策課長 髙 口 義 幸 農林水産部

首席審議員兼

農林水産政策課長 田 中 純 二 土木部

> 監理課長 成 富 守 審議員兼

都市計画課課長補佐 太 田 雅 道 教育委員会事務局

首席審議員兼

教育政策課長 能 登 哲 也

事務局職員出席者

 政務調査課主幹
 山 鹿 公 嗣

 議事課主幹
 槇 原 俊 郎

午前9時59分開議

○溝口幸治委員長 おはようございます。

ただいまから、第21回道州制問題等調査特 別委員会を開会いたします。

それでは、審議に入ります。

本委員会に付託されている調査事件は、1、 地方分権改革に関する件、2、道州制に関す る件、3、基礎自治体に関する件でありま す。 まず執行部から説明をいただき、一括して審 議を行いたいと思います。

それでは、お手元の委員会次第に沿って、順 次説明をお願いいたします。

○小原企画課長 企画課小原でございます。

それでは、まず地方分権改革関係について 御説明いたします。資料、地方分権改革をめ くっていただき、3ページをお開きくださ い。

ページの上から、地方分権改革のこれまで の経過を簡単にまとめております。

ページの一番下の枠囲み、第2次安倍内閣における動きについてでございますが、アンダーラインを引いております部分が、6月の当特別委員会で御報告させていただいた以降の新しい動きでございます。

まず6月30日には、内閣府主催の地方分権 改革シンポジウムが開催されております。これは、国が初めて全国的な規模で行う地方分 権改革に関するシンポジウムであり、安倍総 理も出席され、本日は新しい分権改革の始ま りの一日としたいとの発言がありました。

次に7月15日ですが、6月の当特別委員会でも御報告しましたが、地方分権改革に関する提案募集について、地方からの提案募集が締め切られております。本県からも16件の提案を行いましたが、こちらについては後ほど詳しく説明いたします。

一番下の行ですが、今月3日に第2次安倍 改造内閣が発足し、新設された地方創生担 当・内閣府特命担当大臣(国家戦略特別区域) には、石破茂自民党前幹事長が就任されまし た。地方分権改革及び道州制については、こ の石破大臣の所管となっております。

資料をめくっていただき、4ページをお開 きください。

昨年6月に成立した第3次一括法に係る本 県の取り組み状況について、今議会での提案 条例とこれまでに制定したものに分けて記載 しております。

まずページ左側の、(1)今議会での提案条例 というところでございます。

1つ目は、熊本県民生委員定数条例ですが、これは市町村の区域ごとの民生委員の定数を定める条例でございます。

2つ目は、熊本県指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例でございますが、これは指定居宅介護支援事業に係る人員や運営に関する基準を定める条例でございます。これら2つの条例が成立いたしますと、第3次一括法で整理が必要な基準条例が全て制定済みとなります。

なお、ページ右の欄、(2)これまで制定した ものでございますが、こちらには平成26年2 月定例会において整備された7条例を記載し ております。説明については、省略させてい ただきます。

5ページをごらんください。

本年5月に成立した、第4次一括法に係る 権限移譲の工程表でございます。こちらは、 第4次一括法への対応に係る工程をあらわし たものですが、前回の委員会でも御説明して おり、それからの大きな修正等はございませ ん。

なお、県から熊本市への権限移譲に関しては、移譲事務の内容や業務量について庁内で調査を行い、その結果を熊本市へ提出しております。

6ページをお開きください。

この資料からが、地方分権改革に関する提案募集、いわゆる提案募集方式に関連するものとなります。本資料では、提案募集方式における地方からの提案状況について、提案主体、種類、分野の3つの区分に分けて記載しております。

まず左上の1、提案主体に係る区分ですが、全体で953件の提案がなされおり、そのうちの約7割に当たる650件が都道府県からの提案となっております。なお、都道府県につ

いては、47全ての都道府県から提案があって おり、本県からは16件の提案を行っておりま す。この16件については、後ほど説明いたし ます。

市区町村からは196件の提案があっており、提案市区町村数は67となっております。なお、県内市町村からは熊本市より1件、合志市より2件、計3件の提案がなされております。そのほか一部事務組合等、全国的連合組織、地方公共団体を構成委員とする組織から提案がなされており、これらはそれぞれ関西広域連合、全国知事会、九州地方知事会などの組織からの提案となっております。

次に左下の表、2、提案種類に係る区分を ごらんください。

上から、権限移譲が366件、地方に対する 規制緩和が525件、権限移譲または規制緩和 に関連する見直しが2件、対象外とされた提 案が60件となっております。全体で953件の 提案がなされておりますが、その後検討され ているのは、対象外とされた60件、下から2 行目のところですが、これを除くと全部で89 3件となります。

最後に右側の3、提案分野に係る区分をご らんください。

さまざまな分野から提案がなされております。特に100件以上の提案があった分野としては、農地・農業分野が147件、医療・福祉分野が202件、産業分野が109件となっております。

7ページをごらんください。

提案募集検討専門部会で取り上げる重点事項について御説明します。

今まで説明いたしました地方からの提案については、提案ごとに内閣府が重要性などを判断して幾つかの分類分けを行っており、特に重要なものと判断された提案については、地方分権改革有識者会議の下に設置された、大学教授等の有識者で構成される、この提案募集検討専門部会で取り上げることとされま

した。

ページの左側、太線の枠囲みに記載されている部分が提案募集検討専門部会で検討・整理を行う重点事項となっております。

太枠のところでございますが、上段Aの①、これまでに議論されていなかった事項であって特に重要なものとして76件、40項目。下のBの①、これまでに議論されているが、その後情勢変化等のある事項であって、特に重要なものとして76件、18項目。合計152件が上がっております。

なお、件数の横の括弧書きで項目数が記載されておりますが、これは複数団体から出された同様の提案の件数をまとめて1項目とした数になります。

枠囲みの下の米印のところですが、特に重要なものについての基本的な考え方が記載されており、2つ目の丸、地方創生と人口減少の克服に関連するものや、3つ目の丸のところですが、多数の団体から提案されているものなどが特に重要なものとされております。

次にページの右側ですが、ただいま御紹介した重点事項とならなかった事項については、基本的に事務局を中心に検討・整理を行う事項とされております。この中でもAの②、Bの②、Cの3つに分類がなされていますが、説明は省略させていただきます。

最後に、ページの最下部、一番下の行のところの注1でございますが、農地転用に関する権限移譲など79件については、農地・農村部会という専門部会で議論されることとなっております。

以上893件が、これらの分類に区分され検 討がなされています。

8ページをお開きください。

地方からの提案については、内閣府より各府省に意見照会がなされており、8月29日に各府省の第1次回答が公表されましたので、御説明いたします。

この表は、各府省の回答を実施、手挙げ方

式による実施など、上の欄でございますが、 6項目に分類した一覧表となっており、右か ら2番目の縦の欄、農地・農村部会において 検討中の区分以外については、AからEまで の記号が付されてございます。

一番下の行が、各区分の合計数になっております。その数字を使って、左の列から簡単に御説明いたしますが、実施とされた件数が9件、手挙げ方式により実施とされた提案が1件、対応不可とされた提案が817件、現行規定により対応可能とされた提案が103件、提案の実現に向けて対応を検討とされた提案が57件、農地・農村部会において検討中とされた提案が73件となっております。

複数府省に関係する提案については、それぞれの府省に複数計算しているため、合計の1,060件と、検討対象となった893件とは一致しませんので、御留意ください。なお、これらはあくまでも第1次回答であり、現在提案の実現に向けて調整が行われているところでございます。

9ページをごらんください。

本県からの提案を、7ページで御説明いた しました重点事項などの分類で整理した資料 です。

一番上の、最上段の枠囲みに記載のとおり、 本県からは16件の提案を行い、そのうち4件 が提案募集検討専門部会で検討整理を行う重 点事項とされました。

また、2、事務局を中心に検討・整理を行う 事項が9件、下の枠囲みのところでございま すが、9件でございます。

ページ下から 2 行目 3 、農地・農村部会で議論する事項が 2 件、4 、対象外とされた事項が 1 件となっております。

10ページをお開きください。

ここからが、本県の提案の具体的な内容になります。

このページでは、Aの①、提案募集検討専門 部会で検討・整理を行う重点事項(これまで 議論されていないもの)について御説明いた します。左から提案項目名、提案概要等、共 同提案の有無、各府省の第1次回答の回答区 分を記載しております。

まず1つ目に、応急仮設住宅の入居期間の延長についてです。これは、2年間と定められている応急仮設住宅の入居期間を、被災地域の実情に応じて延長できるよう求めるものです。九州地方知事会との共同提案になっており、厚生労働省の第1次回答はC、対応不可とされています。

2つ目に、医療法人の認定要件の緩和(1)につ いてです。これは、社会医療法人の認定要件 であるへき地医療への支援実績について、へ き地診療所だけではなく、へき地医療拠点病 院への医師派遣についても認定要件とするよ う求めるものです。共同提案はなく、厚生労 働省の第1次回答はC、対応不可とされてい ますが、第1次回答の後の検討調整の状況を 内閣府に確認したところ、現在は一定の要件 のもとで認められるよう検討を進めるとされ ており、分類で言うとEの提案の実現に向け て対応を検討に近いものとなっております。 3つ目に、社会医療法人の認定要件の緩和(2) についてです。これは複数の県に医療施設を 設置している医療法人について、当該施設の 設置エリアが1つの定住自立圏内にあるなど の場合は、1つの県のみに医療施設を設置し ている医療法人と同等の取り扱いをするよう 求めるものです。九州地方知事会との共同提 案となっており、厚生労働省の回答はE、提 案の実現に向けて対応を検討とされていま す。

なお、2番と3番の項目については、8月21日に開催された第3回提案募集検討専門部会においてヒアリングが行われており、本県健康福祉部が対応しております。

最後に、麻薬小売業者間譲渡許可に係る権限 移譲についてです。これについては、ほぼ提 案項目名のとおりですが、麻薬小売業者間譲 渡に係る許可権限を国から都道府県に移譲するよう求めるものです。佐賀県、大分県との共同提案となっており、各府省の回答はC、対応不可とされております。

続きまして11ページをごらんください。こちらはAの②、事務局を中心に検討・整理を行う事項(これまで議論をされていないもの)の一覧です。

一番下の7番の、英語教育強化地域拠点事業の対象要件緩和については、本年6月に実施した国の施策等に関する提案でも、要望を行っているところでございます。それぞれの提案の説明については、省略させていただきます。

12ページをお開きください。

まず上段の表ですが、Bの②、事務局を中心に検討・整理を行う事項(これまで議論されているが、情勢変化があるもの)が1件あり、これについては本年6月に実施した国の施策等に関する提案でも要望を行っております。

次に2番目の表ですが、C、A・B以外のもの(これまで議論されており、情勢変化のないもの)が1件。

最後に下段の表ですが、農地・農村部会で議 論する事項が2件となっております。それぞ れの提案の説明については、省略させていた だきます。

13ページをごらんください。

県内市町村からの提案についてでございま す。

県内市町村からは、熊本市、合志市から計3 件の提案がなされており、全てAの②、事務 局を中心に検討・整理を行う事項(これまで 議論されていないもの)に分類されていま す。

各府省からの第1次回答については、熊本市からの提案がE(提案の実現に向けて対応を検討)。合志市からの提案2件がD(現行規定により対応可能)とされています。それぞ

れの提案の説明については、省略させていただきます。

14ページをお開きください。

九州地方知事会、全国知事会からの提案について、重点事項等の分類ごとに件数のみを記載しております。

九州地方知事会からは26件が提案され、その うち10件が提案募集検討専門部会で検討・整 理を行う重点事項、16件が事務局を中心に検 討・整理を行う事項とされました。

なお、九州地方知事会からの提案26件には、 先ほど説明した本県と九州地方知事会の共同 提案6件を含んでおりますので、御留意くだ さい。

全国知事会からは4件が提案され、2件が事務局中心に検討・整理を行う事項、その他の2件が、農地・農村部会で議論する事項とされました。

15ページをごらんください。済みません、縦書きとなっております。

本年の提案募集方式に係る全体スケジュール でございます。

最近の動き及び今後の予定のみ御説明いたし ます

まずは、ページの左側、中ほどに「調整②」 として点線で囲ってある部分、枠囲みをごら んください。

真ん中の枠囲み一番上の行ですが、先月8月29日に提案団体、地方六団体への意見照会がなされ、今月12日までに各団体が意見を提出しております。本県からも、ほとんどの提案について各府省からの第1次回答に対して意見を提出したところです。

なお、各団体から提出された意見については、今月の26日に内閣府のホームページで公表されております。このように、提案募集方式に係るやり取りについては、今後も全てホームページで公表される予定です。

同じ今月26日には、提案団体、地方六団体が 提出した意見を踏まえて、所管府省への2回 目の意見照会②でございますが、アンダーラインを引いている部分でございます、それらの各所管、府省からの回答期限が、――枠囲みの10月のところでございますが――10月10日とされております。ここで出てくる各府省の回答が、いわゆる第2次回答として公表されることになると思います。

次にその下、調整③でございますが、一点線の枠囲みのところですが、10月から11月にかけて国・地方間で最終調整を行うことになっております。

続いてページの右側でございます、10月欄の ところをごらんください。

10月の下旬に地方分権改革有識者会議・提案募集検討専門部会合同会議が開催され、中間取りまとめがなされることとなっております。

その下ですが、11月には提案募集検討専門部会が開催され、重点事項の個別協議や対応方針案の検討がなされることになっております。

最後に一番右下の部分ですが、それまでの調整等を受け、年末までに地方分権改革有識者会議と、その下に設置されている提案募集検討専門部会の合同会議において、対応方針の了解、地方分権改革推進本部及び閣議にて対応方針を決定することになっています。

地方分権改革関係の説明は、以上でございます。

続きまして、道州制関係について御報告いた します。

18ページをお開きください。

道州制関係につきましては、6月の当委員会 開催後、国レベル及び全国知事会や全国町村 会等、地方六団体等の大きな動きがあってお りませんので、8月に鹿児島で開催されまし た第11回九州地域戦略会議夏季セミナーにつ いて御報告をいたします。

まず、18ページの上段でございます。

夏季セミナーについて記載しております。夏

季セミナーとは、九州・山口の各県リーダーが一堂に会し、さまざまな課題について意見交換を行うことで、九州はひとつの実現に向けた共同意識の醸成、九州独自の発展戦略の推進の一助とするため、平成16年度以降毎年開催されております。今年度は8月に開催され、九州・沖縄・山口各県の知事や県議会議長、九州経済4団体の役員、大学関係者ら総勢140名が出席しております。

18ページの下段に、本県並びに九州経済同友会が共同幹事を務めた第5分科会の概要を記載しております。「地方分権の進展と自治体の未来」ということで、「2 論点」に記載していますとおり、地方分権改革の進展や人口減少・少子高齢化社会の到来などの情勢を見据え、広域自治体である県や住民に身近な地方公共団体としての市町村が住民サービスを持続的に提供できるよう、地方自治体のあり方についての議論を深めることを目的として討議しました。

19ページをごらんください。

1つ目、上のほうですが、丸にありますとお り各課題提起者から、次行に記載しているよ うな課題の提起があっております。

こういった課題提起を受けて、本県知事を初め、経済界、大学関係者の総勢30名の方々が 意見交換に参加し討議を行いました。

2つ目の丸に、意見交換における主な討議内容を記載しております。その中で、これからの基礎自治体のあり方について、1つ目と2つ目のポツでございますが、限りある資源の中、地域住民との協働が極めて有用、また基礎自治体間の横の連携、小規模基礎自治体に対する県、将来の道州の補完的な役割を促進するような意見がありました。

また、上から4つ目のポツですが、道州制に向けて現行の制度でできるところから着実に進めることが求められる一方、本格化する人口減少社会を見据えて、各分野ごとの具体的な議論を積み重ねることが必要といった道州

制についての意見もございました。こういった意見も含めて、翌日の全体会議で座長から報告がなされております。

この夏季セミナーは産学官のトップが一堂に 会して議論をする場であり、今回のセミナー を通じて人口減少・少子高齢化社会の到来な ど情勢を見据えた自治体のあり方について議 論が深まり、共通認識が醸成されたことは有 意義であったと考えております。

なお、このセミナーで得られた結果が今後の 九州地域戦略会議の具体的な施策に直結する ものではございません。

道州制についての説明は、以上でございます。

○原市町村行政課長 市町村行政課です。

基礎自治体に関する件につきまして、御報 告いたします。

22ページをお願いいたします。

基礎自治体に関しましては、6月議会で地方自治法の改正等について御報告いたしましたが、本日は広域連携に関します動きや先進事例について御報告いたします。

まず22ページですが、法改正等につきましては御説明をいたしましたので、(4)でございますが、地方圏での広域連携のイメージ、これも6月議会でお示ししておりますが、地方圏としましてはまず①の定住自立圏、②の地方中枢拠点都市、③の広域連携、④の都道府県による補完が想定されております。この順番で、最近の動きや先進事例等を御紹介いたします。

まず、①の定住自立圏でございます。22ページの下段にありますとおり、中心市と近隣の市町村が役割分担・連携することで、圏域全体で必要な生活機能を確保し、地方圏での定住促進を図るため平成20年度に国が創設した制度でございます。

23ページは、ことし8月1日時点の全国の 状況でございます。全国で80の圏域において 取り組みが実施されておりまして、本県では、地図に載っておりますとおり山鹿市、天草市、人吉市が中心市として掲載されております。

申しわけありません縦書きになりますが、2 4ページをごらんいただきたいと思います。

こちらも県内の状況でございますが、6月 議会で報告しました以降の動きとしまして は、八代市におきまして、先週9月25日に市 議会最終日に八代市長が、氷川町と芦北町を 近隣市町村とする中心市宣言が行われ、今後 は具体的な連携策の協議が行われるというこ とでございます。

続きまして、25ページをお願いいたします。

定住自立圏の取り組みの先進事例としまして、埼玉県秩父市の例を御紹介いたします。 真ん中ほどに地図がございますが、秩父定住自立圏は埼玉県の北西部に位置し、中心市の 秩父市の人口約6万7,000人、定住自立圏の 相手方は近隣4町は人口約4万人ということ で、本県で言えば玉名市と玉名郡4町に近い 規模であります。秩父市は左上のほうでございますが、平成21年に中心市宣言をし、同年 9月に協定を締結し、翌年22年3月に共生ビジョンを策定しております。

なお、この秩父市自身も、平成17年に4市町村合併で誕生した新しい市でございます。 また、今回の連携の相手方である4町とは、 その合併協議のときに1度、秩父市郡市一体の合併を検討した地域でもあります。

定住自立圏の主な取り組みでは、下段のと おり医療、産業振興、水道の広域化等で取り 組みに定評がございます。

左の上のほうに書いておりますが、定住自立圏の取り組み後、効果の1つとして、人口の減少率が若干改善しているという効果があらわれております。

それでは、26ページをお開きください。 地方中枢拠点都市圏構想について御説明い たします。

6月議会後の動きとしまして、6月27日に 熊本市を含む9団体のモデル事業が選定され ております。26ページの下段から27ページに かけての9団体でございます。

さらに8月25日には、総務省が地方中枢拠 点都市圏構想推進要綱を策定しております。 26ページの上段のほうに書いております。

目的、趣旨としましては、地方圏におきまして圏域の中心都市が近隣市町村と連携をして、人口減少に対する、いわば地方が踏みとどまるための拠点を形成するとされております。手続としましては、定住自立圏と同じく中心市が宣言をいたしまして圏域全体の経済を牽引し、圏域全体の住民の暮らしを支えるという役割を中心市が宣言する、意思表明をするということから始まります。その後、連携協約を提携しまして圏域全体の方向性、連携する分野、役割分担を規定し、最後に都市圏ビジョンの策定を行って具体的な取り組みを確定いたします。

なお、この構想につきましては26年度、今年度はモデル事業を実施いたしまして、来年度から本格的に実施される予定となっております。

28ページをお願いいたします。

その中で、熊本市の例について御紹介いたします。熊本市は、左上のほうにあります熊本都市圏協議会に属しております13市町村との連携を中心にモデル事業に取り組まれる予定となっておりますが、その枠囲みの下のほう、ちょっと小さいんですが、米印でその他協議中の市町村ありとなっております。これは推進要綱の中で通勤・通学10%以上の市町村とも協議を行うことが望ましいと要綱でされておりますために、熊本市では現在、ここに書いております市町村以外に玉名、山鹿、菊池、南阿蘇、氷川との協議も行われるところでございます。

主な取り組みにつきましては、下段のとお

り圏域全体の経済成長の牽引、高次の都市機能の集積、圏域全体の生活関連機能のサービスの向上について、それぞれ今後具体的に取り組みをされる予定と聞いております。

29ページをごらんください。

内部組織の共同設置というのが平成23年の 地方自治法で改正され、書いておりますよう に地方公共団体が共同で設置できる組織が拡 大をされております。

この改正を受けまして今回御紹介しますのは、全国では大阪府から大幅な権限移譲を受けております市町村が、その受皿として豊能地域と南河内地域で取り組まれている事例でございます。

まず①の豊能地域ですが、ここは2市2町で共同処理センターを設置しまして、大阪府から移譲されました児童福祉、障がい者福祉などの事務など4分野52事務を共同処理しております。共同処理の効果として年間で14人分、1億2,000万円の人件費削減効果があると試算されております。

②は、同じく南河内地区も3市2町1村で 南河内広域事務室を設置しまして、こちらも 大阪府から権限移譲されました事務3分野40 事務につきまして共同処理をしております。 こちらも共同処理の効果としまして人件費の 削減、処理の迅速化、県費の効率化、専門性 の高い業務に対する対応が実現したとされて おります。

30ページをお願いいたします。

こちらも、6月議会で地方自治法の改正で 説明しました事務の代替執行、そのときも御 説明しましたが、ある村の村道の維持管理を 県が代替執行するというイメージ図を載せて おります。事務委託と違いまして、村の基準 で県が維持管理をするというのが特色でござ います。こちらのモデル事業につきまして、3 0ページ下段のとおり、鳥取県と大分県の県 による補完がモデル事業として採択されてお ります。 具体的には、31ページの鳥取県の例を御紹介いたします。

地図がちょっと見にくいところでございますが、鳥取県の西部に、島根県と接する7町村があり、その近くに米子市という大きな中心市があります。こちらが島根県の松江市と定住自立圏を形成しているため、この7町村は定住自立圏の圏外にあります。そこで、ただ、いずれの町村も単独自治体では職員数も限られておりまして、町村間での連携というのが困難な状況にあります。

そこで鳥取県では、災害復旧における人的 支援や技術的補完の分野と電算システムを活 用した連携の2つの分野について今年度モデ ル事業を通して、県が町村の補完を行うに当 たっての方法や課題等を検証することになっ ております。

以上で、基礎自治体に関する県の報告を終 わります。

○溝口幸治委員長 次に報告事項がございますので、小原企画課長から報告をお願いいたします。

○小原企画課長 企画課小原でございます。 それでは、引き続きまして報告事項として、人口減少問題等について御報告いたします。

別冊になります、1ページをお開きください。

まず、人口減少問題に係る国の動向について御説明いたします。

資料の左側、上の欄でございますが、日本 創成会議の試算について記載しています。

本年5月8日、日本創成会議が国立社会保障・人口問題研究所がまとめた将来推計人口のデータをもとに、地方から大都市圏への人口移動が収束しない場合における2040年までの若年女性、20歳から39歳の数を試算しています。

その結果、若年女性が2040年までに50%以上減少する市町村は896自治体、全体の49.8%と推計しています。そのうち県内市町村は、26自治体が消滅可能性都市とされています。資料の左下でございますが、本年6月24日に閣議決定された経済財政運営と改革の基本方針2014、いわゆる骨太の方針のうち、人口減少問題に関連する部分を抜粋しています。改革・変革を進めていくことにより描かれる望ましい将来像に向けた道筋として、50年後に1億人程度の安定した人口構造保持を目指し、個性を生かした地域戦略と、地域における集約・活性化を進めることで、働く場所があって暮らし続けられる地域社会をつくることなどが示されています。

今後の4つの課題の対応として、右側のほうですが、①から④が掲げられています。

うち③の、日本の将来像に向けた制度・システム改革の実施については、その下に太字で3つの黒四角で抜き出しております。

まず1番目の黒四角でございます。財源を 確保した上で子どもへの資源配分を大胆に拡 大、少子化対策を充実。

2番目の黒四角で、地方自治体の創意工夫 や努力がより反映されるよう行政サービスの 提供のあり方、政策手段等を大胆に見直す。

3つ目の黒四角。地域の活力の維持、東京への一極集中傾向に歯止めをかけるとともに、少子化と人口減少克服を目指し、総合的に政策を推進。このための司令塔となる本部を設置するとされています。

資料の右側3分の1の欄でございますが、 人口減少問題に対する国の動向を記載してお ります。

9月以降の動向について、政府においては 9月3日に内閣改造がなされ、先ほども申し 上げましたが、地方創生担当大臣が新たに設 置されました。あわせて、まち・ひと・しご と創生本部も設置されております。

今後の政府の動きとして、本日29日から開

会された臨時国会において、まち・ひと・し ごと創生法案が提出される予定とされていま す。

また、年内をめどに、50年後に1億人程度の人口を維持するための長期ビジョンと、人口減少克服、地方創生の観点から制度・政策を総点検し改革を実行するため、2020年までの今後5年間の総合戦略を策定することとされています。

あわせて、平成27年度政府予算についても 地方創生を重要政策として位置づけた予算編 成が行われるものと考えております。

次、2ページをお開きください。

全国知事会等の動きとして、全国知事会、地 方六団体、九州地方知事会の動きを記載して おります。

まず全国知事会ですが、1つ目の黒丸のところです。本年5月29日に、我が国の再興に向け国策として少子化対策の抜本強化をという提言がされています。これは、国の骨太方針策定に向けて、国の少子化対策の抜本的な強化・拡充及び少子化対策と女性の活躍促進のための安定財源の確保について提言したものです。

次の黒丸のところですが、7月15日から16日 にかけて開催された全国知事会議において、 少子化非常事態宣言が取りまとめられ、8月 に安倍総理大臣に手交されております。

この宣言は、近い将来、少子化が進み、地方の多くが消滅し、都市部へ波及しかねないと指摘。少子化対策を国家的課題と位置づけ、 国と地方が総力を上げて取り組み、思い切った政策を展開すべきときであることを宣言したものです。この宣言の全文について参考までに枠囲みに記載しております。説明は省略いたします。

なお、9月22日に全国知事会に地方創生対策 本部が設置されています。全国知事会として の具体的な政策提案を行うこととしておりま す。 次に、3ページをお開きください。

上段に、地方六団体の提言である地方創生の 推進に向けてを記載しています。8月27日に 地方六団体が自由民主党総務部会関係合同会 議に出席し、地方創生の推進に向けて要望し ております。この提言を抜粋したものを、枠 囲みに記載しております。地方意見の反映と 情報提供、法令、制度等の見直し及びまち・ ひと・しごと創生推進交付金(仮称)の創設な どの2点について提言がなされています。詳 しい説明は省略いたします。

下段に、九州地方知事会の特別決議について 記載しております。去る6月2日の九州地方 知事会において、人口減少社会への対応につ いての特別決議がなされております。この特 別決議を抜粋したものを、枠囲みに掲載して おります。

1の、人口減少社会に対応するための体制の 構築及び2の、地方の自由度が高い安定的な 恒久財源の確保の2点について、国に求めて おります。詳しい説明は、省略します。

次に、4ページをお開きください。

熊本県と熊本県町村会の意見交換会について です

上段の意見交換会の概要ですが、先月8月29日に、将来の人口減少社会を見据え、個性を生かし持続的に自立した地域経営ができるよう議論を深めるため、本県知事、副知事と熊本県町村会役員の意見交換会を行いました。中段に町村長の主な意見について記載しております。

町村長からは、数々の御意見をいただきました。上から御紹介いたします。

国が先頭になって取り組んで、企業が地方に 分散して地方で働ける場が必要。

東京一極集中是正は当然だが、九州では福岡、熊本でも熊本市その周辺に集中。地方へ分散することが重要。

農林水産業の活性化も含め雇用の場をつくる ことが重要。働く場があれば、定住促進や少 子化の歯止めにもなる。

地域資源を生かした取り組みのほか、技術や 人材の維持確保が重要。都市部の高齢者を出 身地や本籍地といった地方の施設等に呼び込 めば、そのお世話をする若者の雇用創出にな る。

行政単位が広域化すると個性が光るまちづく りをやっていけるか、行政サービスの水準低 下が心配。

将来の夢のあるまちをつくるためには、ソフト事業とハード事業の組み合わせをする必要。

地方創生法案には期待。自治体ごとに課題が あるが財源がないと前には進まない。財源を とっていきたい。といった御意見をいただい ております。

下の段に、今回の意見交換の結果について記載していますが、1つ目の丸でございますが、この意見交換の場で蒲島知事から、人口減少社会に突入する中でも、過度に悲観的にならず、それぞれの地域のメリットを精査して進めていくことが大切。その上で、県と町村が同じ方向を向いて連携して取り組むことが重要ではないかとの呼びかけがありました。町村会側も了承いただき、この人口減少問題に対して県と町村が連携を強化することで一致したところです。

また2つ目の白丸のところですが、人口減少 社会を見据え、個性を生かし、持続的に自立 した地域経営ができるよう今後も議論してい くことで一致しております。

この意見交換会を通じて蒲島知事は、地方創生や人口減少、過疎化問題について町村長の皆様の危機意識が非常に高く、国や県に対する期待も大きいものがあるところを受けとめたところでございます。

最後に5ページでございます。

地方創生・人口減少問題に関する熊本県の取り組みについて御報告します。

本県では、国におけるまち・ひと・しごと創

生本部の設置を契機として、人口減少、過疎化、家族や地域の絆の再生等の課題に一層積極的に取り組むため、今月9月10日に「幸せ実感まち・ひと・しごとづくり本部」を速やかに設置いたしました。この本部は、知事を本部長とし副知事、各部局長で構成しております。

3、今後の取り組み方向に記載しておりますとおり、この本部を中心に新4カ年戦略の取り組みを重点化、加速化し、また新たな取り組みも加えて課題への対応を一層強化してまいります。

具体的には、施策の企画・立案、展開を行い、さらにはこれまで以上の情報発信や国への施策提案等を行うこととしております。既存の施策や取り組みにとらわれない、部局の枠組みを越えた新しい発想や熊本ならではのチャレンジで人口減少問題に取り組むこととしております。

報告については、以上でございます。

○溝口幸治委員長 以上で説明が終わりましたので、これから質疑に入ります。

どの分野からでも結構ですので、質疑のある方は挙手をお願いいたします。

○大西一史委員 いろいろと御報告がありましたけれども、分権改革関係の提案募集方式ですよね、これについては熊本県としても、いろいろ具体的な提案をしたということで、知事会とかとも連携しながら出したということなんですが、──これどれ見たらいいのかな、8ページ見たら一番いいのかな──全国から1,060提案がある中で、各府省からの第1次回答というのは817件が対応不可と。つまり、ほとんどが門前払いされたような状況にあると、地方からの提案がですよね。これが、地方からの提案が、ある意味では第1段階では受け入れられなかったということが、もう如実にあらわれているんですけれども、

この辺をまずどう受けとめているかというのが1つと。それから、例えば熊本県が実際に具体的に提案をしたり、幾つかの中で、例えば社会医療法人の認定要件の緩和なんかについては、――これ10ページですけれども――対応不可なんだけれども提案の実現に向けて対応を検討するかもしれないというような状況だということで、これから、まずは第1次回答なんで、その次の段階に行く中で、具体的な提案で今対応不可とされているもので少し見込みがありそうなものって、どういうふうに想定しているかというのを、ちょっと聞かせてください。

○小原企画課長 今、委員からの御指摘は、 対応不可が817件ということで、ほとんどの 数で、これについてどう考えるかということ でございますが、これにつきましては確かに 予想以上に不可が多かったなと思っておりま す。ただ、これが出た後、各提案団体のほう から内閣府のほうで非常に丁寧に協議を行っ ていただきまして、現在それを受けて各府省 のほうに再度、2次回答を検討するように言 っておるところでございます。

昨日の閣僚懇談会においても石破大臣のほうから各大臣に対して真剣に見直すようにということで、大変強い指示があってございます。地方分権改革有識者会議の提案募集検討会の専門部会において各府省ヒアリングを行っていますが、現行制度の説明に終始した回答もあったと承知していると。各大臣はリーダーシップをとって、発揮して回答してくれということでございます。

先ほども申し上げましたように、今後ホームページで全て各府省からの提案の内容についても公表されることになっておりますので、今後この817件の対応不可のうち、どれだけその対応が可能になるかということについては、期待をして見ているところでございます。

それと、それ以外の部分でございますが、 可能性については、まずはEの部分について は積極的に今後検討を、協議を重ねていきた いと思っておりますし、Cについてもあきら めることなく内閣府との協議を進めて、各府 省のほうに働きかけを行っていきたいと思っ ております。これといって、選別ということ ではなくて。

○大西一史委員 これ一体、各府省が今の現 行の法律でいけば、当然これは対応できませ んよという話なので、これを、じゃ、どうそ の地方の意見を踏まえて法改正をしていこう というのかと、あるいはそういうことが可能 じゃないかということを、やっぱり努力しよ うとすることは私は地方分権という意味合い においてはやっぱり重要だと思うんですね。 だって、これでもう対応できませんよという ことであれば、もう地方からアイデアを出し ても一緒だということですよね。ところが今 度、きょうその法案で地方創生のためのこの 法案が出されるということで、これは、だっ て国から何か押しつけで、こうやろうという ことじゃなくて、地方からのいろんなアイデ アを踏まえて国のほうで対応を考えて地方創 生につなげていきましょうということなの で、そういう意味では、まずこの提案募集方 式においてのこの対応状況を見ていると、今 後非常にこれは何というかな、地方がもうや る気をなくすようなこの第1次の回答になっ たと言わざるを私は得ないというふうに思う んですよね。そこは、やっぱり国に対しても 一応その各提案団体から内閣府あたりに非常 にそれぞれ説明をしたということで、丁寧に やっているということで、まだ理解はこれか ら深まっていくのかと思いますけど、熊本県 からの提案でほとんどがCですよね。これは やっぱりちょっとないんじゃないのかなと、 私は憤りを感じているところなんですね。

あとは、市町村からの提案もちょっと少な

いかなという感じはやっぱり個人的にはしますが、これは今後、地方創生法案が通った後やっぱりいろんなアイデアを地域から出していくということにはなっていくんだろうと思うんだけれども、やっぱり国には、もうちょっと地方がやる気になるようにやっていただきたいということで、県の当局のほうからもぜひお願いをしっかりしていただきたいというふうに、お願いします。

○松田三郎委員 今の大西委員の御質問に関連で、同じく8ページですけど、確認といいますか、企画課長の私見でも結構でございますが、対応不可という分類は、ほかの項目の一応区分分けからすると多いので、相当量が対応できないということです。

で、大西委員の御指摘にもありましたよう に、例えばDとかEを考え合わせると、現行 の法律あるいは現行の制度ではできませんと いうのが、たぶん素直な読み方なんだと思い ます。ただ、いい中を考えると、したいけど できないんですというような意味合いなの か、できないししたくもありませんというよ うな意味合いも含むのか。それによって、 今、大西委員おっしゃったように、今後この 817が大幅に減ることはないにしても、かな りEのほうにいくとかいう期待も若干持てる かもしれませんが、するつもりはありません というようなニュアンスも含めてならば、大 西委員御指摘のように非常に今後の、例えば 地域創生等々のいろいろ地方から出そうとい うモチベーションも上がらないんじゃないか と思いますので、その辺の感触といいます か、わかる範囲で結構でございます、教えて いただければ。

○小原企画課長 私見でも結構ということで ございますので、私のほうは見た感じを申し 上げますと、こちらの一覧表でございます が、やはりこのDとEのあるものをやっぱり AとBのほうに持っていくのが、まず一番現 実的ではないかと思っております。

そのDに関しては、現行規定により対応可能じゃないかということなんですが、それだったら最初から、それもわからず申請したのかということになるんですが、実はこれは運用上、今まで担当の府省に確認したところ、できませんという回答だったんですね。でも今回、提案募集方式のシステムができたことによって、いやできますよと言い始めてございところも結構含まれているところでございとところも結構含まれているところでございます。ということであれば、やはりその中で、やっぱり要綱とか法律の中にもきちっと明記をしてくださいということになりますので、このDに関しては当然、今後実施という方向に向かうんじゃないかと思っております。

それからEに関しましても、今後の提案に向けての対応を検討ということですので、これについてもCからAになっていますということで段階は上がっていますので、これについても可能性としてはやはり対応不可よりも実現可能性が高いんではないかというふうに理解しております。

○松田三郎委員 例えば、大西委員は門前払いとおっしゃいましたけど、事務的に今の制度ではできないんですよと、これは誰でも言えるわけですよね。それでできるんだったら、例えばDなり別のあれになるわけでしょう。どうも、やっぱりしたくないのが感じ取れるなという状況なのかどうか、その点だけちょっと教えていただきたい。

○小原企画課長 そこの雰囲気について、ちょっと私何とも申し上げられないのですが、 先ほどちょっと御紹介した石破内閣特命担当 大臣らの閣僚懇談会で申し上げた中で、先ほど申し上げたように、府省側は現行制度の説明に終始した回答もあったと。政府としては地方分権を推進する立場から、地方からの提 案をいかにして実現するかという姿勢を基本 に取り組むとともに、仮に提案に実現困難な 場合がある場合にも、その理由を制度を所管 する関係府省が具体的な根拠を示して、明確 かつ迅速に説明する必要があるというふうに 示しておりますので、私としてはこの閣僚懇 談会での大臣の指示に期待するところでござ います。

○松田三郎委員 府省によってもその対応は 違うんでしょうし、またその項目によって も、ただ対応不可と書いてあるとインパクト ありますけれども、項目によっては対応は違 うんだろうと思いますので、結構です。

○溝口幸治委員長 今の関連ありますか。は い、前田委員。

○前田憲秀委員 私も全く同じ感想を持ったところなんですけれども、逆にこのAとB、実施しますというのと手挙げ方式で実施します、まあ1件ですが、これ1%にもならないわけですよね。例えば、この中で本県が提案した以外のものなんでしょうけれども、何か参考になったなとかいうのはあるんですか。それとも、もうこれぐらいなら提案しなくてもなるなという印象なんですかね。そこら辺はどうなんですか。

○小原企画課長 実施と手挙げ方式が9件と 1件で、合計10件でございます。複数省庁に またがる提案があっておるものですので、実 際は8項目あって、うち権限移譲が3項目、 規制緩和が5項目でございます。主だったも ので申し上げますと、実施の中で1つが、水 素ステーションの設置に係る高圧ガス保安法 令等の見直しというのがございます。これは 昨今の例の水素、自動車の件でございますけ ども、水素ステーションの設置については従 来の規制の中では想定されていない事項があ る、欧米に比べて必要以上に厳しい安全基準 が定められている状況でございます。よっ て、この水素ステーションの設置促進のた め、速やかに規制を緩和してほしいといった のがございます。

また、もう1つ漁船の登録事務というのが ございまして、毎月大量の報告を水産庁に行 っていますが、事務の簡素化のため、毎月行 っている報告を年1回にするとともに、漁船 原簿副本の提出を廃止するよう求めるもので ございます。

また、この1件の手挙げ方式の部分でございますが、これは物流に関するものでございまして、事業者から申請のある総合効率化計画の認定、認定事業者からの報告徴収、認定の取り消しなど基準の確認について権限の移譲を求めるものでございます。

以上でございます。

○前田憲秀委員 私もその内容をまだ詳しくは精査をしてないんで何とも言えないんですけれども、基本的には権限はなかなかそんな簡単には手放せないよという背景があるのかなという感想も持ちますが、やはりこれが本県であるこの地域主権と道州制を合わせた特別委員会の大事な部分じゃないのかなという気はいたします。ですからガンガン、こういうのを発信しているんだけれども国が認めないとか、いろいろ文句をつけているというのは、大いにこの委員会の中でも発信をしていただきたいなという要望されていただけますか。

○溝口幸治委員長 はい。これ関連で、ほか にありますか。

〇岩中伸司委員 今議論されていますが、ど うも説明を伺ってて、これは職員が大変忙し い時間があったんだなというふうな思いはし ているんですけども、どうも地方分権改革の 提案の募集締め切りがあっているんですが、 それに対していろいろ、熊本県からは16件提 案されたということですが、提案する前の熊 本県としての集約は何件ぐらいそれぞれあっ たんですか。絞る前それぞれに呼びかけられ てされたと思いますが。

○小原企画課長 うちの取りまとめの段階では絞っておりません。出てきたのは全て上げております。

○岩中伸司委員 そうしたら16件ということ で、それ以上はなかったということですね。

これ説明を伺っていたらどうも、具体的な話になってあれですけれども、提案をした中身でいけば、例えば具体的には12ページで、これは第1次回答はC判定ですけれども、ハローワーク業務の権限移譲ということを求められているんですね。ハローワーク業務に係る権限を国から都道府県に移譲することということをされているんですが、具体的この現状と都道府県に移譲する場合ということが私にはちょっと理解できにくい部分もありますので、簡単に説明いただければと思います。

○髙口商工政策課長 お答えいたします。

ハローワークの権限移譲につきましては九州知事会からの共同提案ということで提案をさせていただいた案件でございまして、対応不可というふうなことについて非常に残念であります。

県と国と分けてやることについてはどうかということですが、国のほうもこういった取り組みについて全く無関心ということでなくて、現在、熊本市の水道町のほうでワンストップで県と国のほうで一体的な事業というのを実施いたしております。だから、そういった部分というのは非常に効果的に動いているものと思っておりますし、それからこういった流れを受けて国のほうではハローワークの

求人情報、これを県のほうでも使えるという ふうになっていまして、9月の9日からジョ ブカフェブランチ、各振興局にございますけ ども、こちらのほうで利用できるようになり ました。

今後、まだ使い始めたばっかりでございますので、この状況を見ながらそのメリット、それから幾つかの県ではいわゆる特区をやっていらっしゃる県もございますので、その成果を見ながら、またこれについては要望というか、再度その効果を見極めながら要望していくことになるかと思っています。

○岩中伸司委員 九州知事会からの提言とい うか共同提案の中身ということですけれど も、そういう説明もございます。今説明を受 けた中でいけば、それで都道府県へ権限移譲 ということでいけば、私はかえってマイナス になる部分が多くなりはしないかなというふ うな気もしたりするんですね。これに限って きょう議論するつもりはありませんけれど も、全体を通してそういう提案をしなければ ならないのでやっていくと、県として本当 に、地元の地域としてこのことがどういう具 体的な事例で必要なんだという根拠がやっぱ り弱いんで、やっぱりC判定とかそういう形 にずらっとなっていくんではないかなという ふうな気がするんですね。ですから、もう少 し何かびしっとというか、的を得た、確信を 得るような根拠をやっぱりつくっていかなけ ればいけないんじゃないかというふうに思い ます。それについては答弁は要りませんの で、私の思いだけ伝えておきます。

○藤川隆夫委員 1次回答を見ると、府省庁 は恐らくその気がないんだろうなという気し かしないんですけれども、ただ逆に熊本県か ら16件、あと熊本市から1件、合志市から2 件ということで、熊本県内の市町村からの提 案というのは少なかったような気がするんで すが、結局、提案すればそれに対する、通った場合にはやっていかなければいけないという部分もあろうかというふうに思います。各市町村自体がこの提案をどのように受けとめて、逆に県に対して相談があったのかなかったのか、そして提案されたところも県と相談をされた上での話なのか、その付近ちょっと教えてください。

○小原企画課長 まず全体の件数でございますけれども、これは恐らく熊本県だけではなくて全国的な傾向だと思っております。先ほど申し上げたとおりに7割近くが都道府県からの提案で、市町村数のうちで、全国で市を除いた町村からの提案は全国で12件しかあってないというような状況でございます。これに関しましては、この制度ができる前の国のアンケートに関しましても、やはり市町村にとっては分権を受ける側の体制に対して非常に課題があるということをはっきり申し上げておられますので、そういった意味ではなかなか分権で手を挙げてくれ、提案してくれと言っても、そこはなかなか難しいものであるんではないかと思っております。

なお、この熊本市と合志市については、事 前の提案についてはちょっと私のほうで確認 しておりませんので、済みません。

○藤川隆夫委員 ほかの市町村からも、要は 相談がなかったということでという形でいい んですかね。

○小原企画課長 各部局のほうでは、挙げる 前に協議があっているものもあるかと思いま すが。

○原市町村行政課長 市町村につきまして は、内閣府と市町村直接のやり取りになって ますので、どういう提案があったかどうかに ついても、ちょっと県のほうでは当時は把握 しておりませんでした。

○藤川隆夫委員 わかりました。はい、結構です。

○溝口幸治委員長 ちなみにですけど、例えば市町村が挙げようかなと思って県に相談したけど、そういうのは挙げぬほうがよかという指導はないですね。ないですね。

今、藤川委員がおっしゃったところはものすごく重要なポイントで、1,060件を見ながらの議論も大事なんだけれども、実は足元の熊本県は16件で県内の市町村は3件だったというのをどう捉えるかなんですよね。これは多いか少ないかというのは一概には言えないとしても、それぐらいの気概があるのかないのかというのは非常に大事な視点なので、これはまだ1発目の提案募集方式なので、市町村では大体様子見て次の段階でとかいうパターンが多いので、この辺その市町村に対しててこ入れというか県としての支援というか、そういうのも含めて今後ちょっと準備をしておいてほしいなというふうに思います。

その上で何かありますか、課長。

○小原企画課長 この分権の提案募集のシステムというのは、今後の創生会議の中で来年から地域でも計画をつくらなくちゃいけないんですけれども、いろんなプロジェクトをつくっていく必要が出てくると思います。そういった意味では、やはり新たな取り組みをすることにおいて、いろんな規制緩和や事務権限の移譲の必要が出てくる、そういったものも出てくると思われますので、そういったものもセットにして市町村には協議を、あるいは支援をしていきたいというふうに考えております。

○溝口幸治委員長 ほかにございませんか。(「ほかので、いいですか」と呼ぶ者あり)は

い、ほかので結構です。

〇岩中伸司委員 道州制の問題については、 私はどちらかというと否定的にずっと一貫して考えているんですが、これは部長が最高責任者ですかね、知事が九州地方知事会で九州はひとつとか言われる中身ですね。単純な質問ですけども、いつもそう思ってたんですが、一これは何ページか――18ページの資料にも、九州地域戦略会議夏季セミナーが開催をされてますが、その目的に九州・山口の各県リーダーが云々ということで九州はひとつの実現。山口県は九州に入っとっとですかね。私はちょっとわからぬ、その辺が。どうですかね。

○小原企画課長 九州地方知事会の中では、 九州、山口、沖縄入っております。

〇岩中伸司委員 知事会として言うと沖縄も 山口もこの入れてですね議論するときには、 九州はひとつというのは失礼やなと私は思う んですよね。ここでも、もう明文化されてい るんですよ。これは山口がおとなしいな、優 しい人ばっかりやなと思いますが、九州、山 口のリーダーが集まって九州はひとつと言 う。だけん、山口は早く九州に入りたいと思 っているのかどうなのか。

○小原企画課長 ちなみに、山口県は中国の 地方知事会にも入っておられます。で、恐ら くは山口は下関、北九州に近いんで、かてて くれではないですけれども、一緒にというこ とでおられるんで、それは認識された上で御 参加をなさっておられるというふうに考えて おります。

○岩中伸司委員 どうもしっくり私はいきませんね。そういうことで何となくわからぬでもないわけですけれども。

それと、県としての具体的な提案ではない んで、このセミナーの中で書いてあるやつ で、わかれば答えていただきたいんですが、 次のページの19ページに、課題の提起という ことでありますね。その4行目に、道州制の 実現で、高度な自治機能の配置や民間企業の 本社機能の獲得につながり云々と書いてあり ますけれども、高度な自治機能という、これ はちょっと私も理解できぬのと、民間企業の 本社機能を九州に本社を持ってくるというこ となのか、何か民間のやつは自由な資本の今 の動きの中で、こんなことは何か本当、全て 文字の羅列でごまかしているなという気がし て仕方がありません。ちょっと言い過ぎかも しれませんが。この辺は県がつくったんじゃ なかばってんですね、答えにくいと思います が、どう理解していいんですかね。

○小原企画課長 これは委員がおっしゃいましたとおり、本県で書いた文言ではないので、あくまでも推測でしかお答えできませんけれども、高度な自治機能といいますのは、やはり九州政府としてスケールメリットを生かして、いろいろな海外戦略とか地域の振興策とかいうのができるという意味であろうし、民間機能の本社機能というのに関しましても、九州全体が一体となって企業を誘致したり新しく企業を起こすという意味においては、その本社機能につながるという意味ではないかと思っております。

○溝口幸治委員長 まあ書いてならぬけんで すね。

○岩中伸司委員 県が主体じゃなかもんですね、尋ねるのがあれかなと思ったんですが、どうも今もしっくりいかないままですので、皆さんもそうじゃないかなというふうな思いでお聞きしたところです。

この中でずっといくなら、道州制を本当に

進めていこうという本気性が、私はないほうがいいと思うんですが、何かこうポーズでやっているような気もして仕方がない。その後の主な討議内容の中でも、県の役割を何らかの形で残すという制度設計をせないかぬということも書いてあるんで、どうもこの道州制は頭から早くなくしてしまうほうが、本当に地域の生活者と一致した今のやっぱり自治体の中でどう住民と向き合うかという機能を生かしていくようにせないかぬなという思いをしっかり持つところです。この特別委員会ではほんに場所違いかもしれぬですけど、そういう思いも持っているところです。意見として言っておきます。

○溝口幸治委員長 ほかにございませんか。 (「ちょっとよかですか」と呼ぶ者あり)は い。

○泉広幸委員 地方分権についてですけれど も、やはり地方からの提言ということで、一 番多いのが厚生、農林、経済、国土、やはり 私たちの身近な問題が一番、地方からの声と いうのは多いのかなと思っておりますけれど も、この結果を見ると、やはりこの地方分権 なかなか進まないなという考えなんです、私 は。

そこで、今後そういった地方分権が進んでいくのかなとは私は思っておりますけれども、それとあわせて、やはり各省庁の権限がなかなか移譲できないのかな、進まないなと思っておりますけれども、今執行部としてどういう考えを持っておられますか。

○溝口幸治委員長 県から市町村への。

○泉広幸委員 県から国への。国から県に含めて、そういう権限移譲がなかなか進まないなという考えでありますけれども、そういう中で今の執行部としてどういう考えを持って

おられるのかなと。

○小原企画課長 これまで長年、分権施策が 進められてきたわけですけれども、今回の提 案募集以前は、もう国が決めたメニューをし よって分権を進められてきたと。そういった 意味では非常に、最後のほうになってきます と余り細かな分権、権限移譲ということで実 際実のあるものが少なかった、あるいは権限 移譲にしてもいろんな制約の中での規制緩和 であったりしたんですが、今回この提案方式 というのは、やはり画期的なシステムでござ いまして、これまでは出先機関の事務権限移 譲だったのが、本省も含めてあるいは自治事 務だけじゃなくて法定受託事務も全て含めた ところでの地方が主体的に分権を進むことが できるということに関しては、今後やはりこ の流れを、毎年毎年これは行われるというこ とになってございますので、さらに内閣府と きちっと協議をしながらこの成果を上げてい くことが一番必要であるというふうに考えて おります。

○溝口幸治委員長 ほかにございませんか。 (「1つだけ済みません」と呼ぶ者あり)はい。

○大西一史委員 人口減少問題等について御報告がありましたけれども、きょうから国会のほうでまち・ひと・しごと創生法案というのがこれから提案されて審議をされるというふうに思いますけれども、これについては私も本会議で少しいろいろ聞きましたけれども、なかなかまだ法案の概要がよくわかってないので、はっきりしたことは言えないというのが現状だったかなと思いますが、法案の概要もある程度ちょっと今出てきました。

ここで、まずはこの創生法案に対応するために今からやらなければいけないことだと思いますが、1つは第9条で、都道府県はま

ち・ひと・しごと創生総合戦略を定めるとい うようなことが努力規定で入っているんです けれども、これはやはり総合戦略をつくって いくというのはそう簡単に短期間でぱっぱっ とできるもんでは私はないと思っているんで すが、これのスケジュール的にですよ、1年 ぐらいでやろうと思っているのか、それとも もうちょっと時間をかけてやろうと思ってい るのかですね。年度内というのはなかなか簡 単にはできないと私は思うんですよね。それ とあと、市町村もこれは努力規定で、これ10 条で努力義務で入ってますけれども、そうな るとやっぱりこういうものをつくり上げると きは、ただ単にペーパーにするんじゃなく て、さっきいろんな議論が出たように、地方 からの市町村の意見とかも含めて、ある程度 集約しながら、僕は総合戦略というのは書い ていくべきだろうなというふうに思うんです ね。その辺の進め方はどういうふうに今、こ の法案が出る段階でイメージされているのか を教えていただきたいんですけれども。

○小原企画課長 国においては、この創生法 案きょう提出されましたけども、ことし12月 いっぱいまでに国は、まず50年後1億人を目 標とした長期ビジョンをつくられて、それと 同時に総合戦略を策定されるというふうに伺 っております。また委員がおっしゃったこの 創生法案の中に書いてある地方版をつくると いうことになっておりますが、これについて は、まず県が国と同様に50年先を見据えたビ ジョンをつくるとしております。このビジョ ンが今後の推計値がどうなっていくのか、目 標をどう定めるのか、あるいはいろんな意味 で独身男性が何人いるとか結婚がどうだ、あ るいは希望する子どもの数が何人だとか、そ ういったのを含めてまずはそのビジョンを策 定することによって、将来の人口をどこまで 保っていくのかと。それに伴ってどういう戦 略をつくっていくか、どういう行動を起こす かという戦略をつくっていくことになると思います。この戦略は平成20年が目標年度になっています。20年の当初というふうに聞いておりますので、もう既に15、16、17、18、19年度が計画期間になっております。

ということを考えますと、今後、国からいろんな通知や指示がきてやり方も進め方もいろいろあると思いますけれども、(発言する者あり)ごめんなさい。平成じゃなくて西暦2020年、オリンピックの年の3月末が目標というふうにも聞いております。ということになりますと、1年越えてつくっていたら、もうほとんど残りが少なくなってしまいますので、基本的には来年度のできるだけ早い時間に策定をしたいと思っております。

また市町村も、ここに書いてありますように策定しなくちゃいけないんですけれども、それについては国と県のも踏まえた上でつくるというふうにもなってございますので、そういった意味ではできるだけ早くつくって、市町村がその総合戦略を策定する過程においては、県のほうもしっかりとバックアップをしていきながら進めていきたいというふうに思っております。

○大西一史委員 今ある程度、来年の早い時期にはそのビジョンというのを出したいということで、県なりに出されるということで、それからやっぱり一番大事なのは市町村ですよね、今から人口減少もまさに直面していくわけですから、具体的な課題が相当出てくるだろうと思うんですよ。そういうときに、やっぱり焦ってとにかく計画だけをいつまでに締め切りでつくりなさいみたいな画一的なやっぱりやり方じゃなくて、本当に腰を据えたものにしないとできない。だけど、さっきものにしないとできない。だけど、さっちものように、提案方式のようになかなか、じゃ地方から提案をしようと思ってもその体制が市町村の中でできていないとか、あるいは、じゃ市町村の戦略をつくろうと思っても

体制がなかなかとれないということも、マンパワー的に無理だというのが出てくると思うんですね。そのときにはやっぱり相当県が補完をして、リードをしながらこの戦略というのをつくっていかなきゃ、私はならぬというふうに思ってますので、その辺はぜひよく協議しながら、必要に応じて県がかなりの部分で手を入れてつくっていくということは必要なんじゃないかなというふうに思いますので、よろしくお願いします。

○溝口幸治委員長 ほかにございませんか。 ほかになければ、これで質疑を終了いたし ます。

それでは、続きまして閉会中の継続審査に ついてお諮りいたします。

本委員会に付託の調査事件については審査 未了のため、次期定例会まで本委員会を存続 して審査する旨、議長に申し出ることとして よろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○溝口幸治委員長 それでは、そのようにい たします。

これで本日の会議は終わりましたので、終 了したいと思います。

本日は、お疲れさまでした。 午前11時16分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定により ここに署名する

道州制問題等調査特別委員会委員長